

事業者向け

# 渡嘉敷村「新しい生活様式」支援補助金

新しい生活様式に対応した感染予防等に取り組む事業者に対し、**感染症の拡大防止**に必要な衛生設備の導入等に関する経費の一部を補助します。

## 補助対象

対象経費【 令和3年4月1日から申請日までに支払った経費 】

- 飛沫感染防止：（飛沫感染防止パネル、透明ビニールカーテン、つい立て・仕切り等 など）
- 消毒：（自動手指消毒器、自動ソープディスペンサー、食器洗浄機、その他消毒設備 など）
- 換気：（換気扇、空気清浄機（ウイルス対策可能なもの）、扇風機（サーキュレーター）、エアコン（換気やウイルス対策可能なもの）、窓設置工事 など）
- 衛生管理：（非接触型体温計、サーモカメラ、抗菌・抗ウイルスコーティングの施工 など）
- その他：（セルフレジの導入、キャッシュレス化対応機器の導入、テレワーク器材（PC用カメラ、wi-fi設備等）の導入及び設置 など）



※詳細は、渡嘉敷村「新しい生活様式」支援補助金 受付要項をご確認ください。

## 補助対象外

対象外経費

- 見積書、請求書、領収書などの証拠書類が提出できない経費
- 衛生用品などの消耗品（マスク、ゴーグル、フェイスシールドなど）



## 補助金の額

上限は **15万円**（補助率 **80%**）

例えば、対象となる経費が **20万円（税抜き）** の場合  
 $20万円 \times 80\% = 16万円$  のうち、補助金上限額 **15万円** が交付されます！

## 申請期間

**2021年(令和3年)6月17日 から 同年10月18日まで**